

令和7年4月1日～令和12年3月31日 行動計画

教職員および社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日までの5年間
2. 内容

目標1：妊娠中の女性教職員および社員の母性健康管理について、所定労働時間内に、母子保健法に基づく保健指導又は健康診査を受ける制度の周知を図る。

<対策>

- 令和7年4月～ 教職員および社員への規程等の周知および対象の教職員および社員に対しての管理職からの説明の徹底

目標2：労働基準法に基づく産前産後休業、育児・介護休業法に基づく育児休業、雇用保険法に基づく育児休業給付、社会保険制度に基づく出産手当・出産一時金や育児中の社会保険料免除制度等の周知を図る。

<対策>

- 令和7年4月～ 教職員および社員（特に新入社員）に対し各種規程の説明を徹底し、校内および社内のweb 掲示板等で自由に閲覧できる体制を実施する。

目標3：出産や子育てによる退職者についての再雇用の拡充を図る。

<対策>

- 令和7年4月～ 新規採用募集の際に対象者に対し、求人案内等を連絡・送付する。

目標4：こどもを育てる労働者の始業・終業時刻の繰り上げ、繰り下げ制度を策定し、育児期間中の教職員および社員が、復帰しやすい環境を作る。

<対策>

- 令和7年4月～ 教職員および社員（特に新入社員）に対し、こどもを育てる労働者の始業・終業時刻の繰り上げ、繰り下げ制度についての意見集約を行う
- 令和7年10月～ こどもを育てる労働者の始業・終業時刻の繰り上げ、繰り下げ制度化を行い、教職員および社員に対して周知を図る。